○国内産いもでん粉交付金交付要綱

〔平成19年４月18日付18農畜機第4703号-1 〕
改正　平成19年10月４日付19農畜機第2661号
平成21年９月７日付21農畜機第2378号
平成22年９月30日付22農畜機第2743号
平成23年６月１日付23農畜機第1029号
平成23年10月３日付23農畜機第2856号
平成25年３月21日付24農畜機第5134号
平成25年７月１日付25農畜機第1275号
平成26年８月５日付26農畜機第2136号
平成27年３月31日付26農畜機第5631号
平成27年６月22日付27農畜機第1455号
平成28年２月25日付27農畜機第5010号
平成29年３月21日付28農畜機第6302号
平成31年４月26日付31農畜機第553号
令和３年３月31日付２農畜機第7466号
令和３年９月30日付３農畜機第3234号
令和７年３月19日付６農畜機第8272号

第１　趣旨

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号。以下「価格調整法」という。）第 35 条の規定により行う国内産いもでん粉交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、価格調整法、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和 40 年政令第 282 号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和 40 年農林省令第 43 号。以下「価格調整法施行規則」という。）及び独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第２　交付金の交付

機構は、価格調整法第 35 条の規定により、同条に規定する対象国内産いもでん粉製造事業者（以下「製造事業者」という。）に対し、その製造する国内

産いもでん粉（価格調整法第 35 条に規定する国内産いもでん粉をいう。以下同じ。）につき、交付金を交付するものとする。

第３　交付金の交付対象者要件

交付金の交付対象となる製造事業者は、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、対象でん粉原料用いも生産者（価格調整法第 33 条に規定する対象でん粉原料用いも生産者をいう。以下同じ。）がその生産したでん粉原料用いもを原料として委託により国内産いもでん粉を製造する場合にあっては、（２）に掲げる要件を除くものとする。

（１）　価格調整法施行規則第 49 条に規定する基準に適合する施設において国内産いもでん粉を製造していること。

（２）　対象でん粉原料用いも生産者に対して支払うでん粉原料用いもの対価について、価格調整法施行規則第 50 条に定める基準を満たす方法により算定することをあらかじめ対象でん粉原料用いも生産者と約定していること。

（３）　価格調整法施行規則第 51 条第１項各号に規定する事項を記載した、その事業の合理化その他経営の改善を図るための措置に関する計画（以下「経営改善計画」という。）を作成し、その内容が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けていること。

第４　交付金の交付対象者要件の審査申請

１　交付金の交付を受けようとする製造事業者は、原則として、毎年８月31日までに、別紙様式第１号の国内産いもでん粉交付金交付対象者要件審査申請書（以下「要件審査申請書」という。）を自ら又は第11の規定に基づき自らの権限を委任した者を通じて独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に提出し、第３の交付金の交付対象者要件を満たしていることの審査を受けなければならない。

ただし、でん粉原料用ばれいしょを原料として委託により国内産いもでん粉を製造する場合を除き、審査を受けた要件審査申請書の内容に変更がない場合は、翌でん粉年度以降に係る当該申請書の提出を省略できるものとする。

２　理事長は、前項の規定による審査を行った場合は、別紙様式第２号の国内産いもでん粉交付金交付対象者要件審査結果通知書により、当該申請を行った製造事業者（当該製造事業者から第11の規定に基づき権限の委任を受けた者を含む。以下「製造事業者等」という。）にその結果を通知するものとす

る。

3　製造事業者は、審査を受けた交付金交付対象者要件に変更があるときは、別紙様式第３号の国内産いもでん粉交付金交付対象者要件審査申請書（変更）を自ら又は第 11 の規定に基づき自らの権限を委任した者を通じて理事長に提出し、交付金交付対象要件を満たしていることの審査を受けなければならない。

4　理事長は、３の規定による審査を行った場合は、別紙様式第４号の国内産いもでん粉交付金交付対象者要件審査結果通知書（変更）により、当該申請を行った製造事業者等にその結果を通知するものとする。

第５　交付金の金額

1　機構が交付する交付金の金額は、第４の２又は４の通知を受けた製造事業者等ごとに、価格調整法第36条第２項により定められる交付金の単価に、その申請に係る製造事業者が製造し、価格調整法施行規則第52条に規定する期間内に販売した国内産いもでん粉の数量に相当する数を乗じて得た金額とする。

2　１の販売した国内産いもでん粉数量とは、次の表の左欄に掲げる場合に応じて、同表の右欄に掲げる数量とする。

国内産いもでん粉を精製でん粉として販売した場合又は並でん粉として販売した場合	当該精製でん粉又は並でん粉の販売数量
国内産いもでん粉を生でん粉又はスラリー状のものとして販売した場合	別表に定める式により算出した数量
国内産いもでん粉を加工した製品（製造事業者が自社において製造し第７の検査を受けた国内産いもでん粉とその他の材料を混合するなどの加工を行い、製造するものをいい、乾燥でん粉を浸漬して製造されたものを含む。以下、「自ら製造した国内産いもでん粉加工製品」という。）を販売した場合	自ら製造した国内産いもでん粉加工製品の製造工程で用いた精製でん粉又は並でん粉の数量（自ら製造した国内産いもでん粉加工製品の製造工程に生でん粉又はスラリー状のものを用いた場合にあっては、別表に定める式により算出した数量）

第６　交付金の交付申請計画数量

1　製造事業者等は、価格調整法施行規則第52条に規定する国内産いもでん粉の販売の期間における国内産いもでん粉の販売見込数量を基礎とした交付

申請先として予定する機構の特産運営部、札幌事務所又は鹿児島事務所別の四半期別の交付金交付申請計画数量を、別紙様式第５－１号の国内産いもでん粉交付金四半期別交付申請計画書により、でん粉年度において最初の交付申請を行う四半期にあっては交付申請を最初に行う第８の３に規定する交付申請の期間の初日の10日前まで、その後の四半期にあっては当該四半期の初日の10日前までに理事長に届け出るものとする。

２　１の届出を行った製造事業者等は、当該届出を行った国内産いもでん粉交付金四半期別交付申請計画書の内容に変更があったときは、速やかに別紙様式第５－２号の国内産いもでん粉交付金四半期別交付申請計画書（変更）により理事長に届け出るものとする。ただし、その変更内容が交付金交付申請計画数量の計の 20％以内の減少である場合はこの限りでない。

第７　申請に係る国内産いもでん粉の検査

１　製造事業者は、理事長が別に定める方法に基づき、その申請に係る国内産いもでん粉について、当該国内産いもでん粉が価格調整法施行規則第48条の表の上欄の種類ごとに同表の下欄に掲げる規格を満たしていることの検査を行うものとする。なお、当該国内産いもでん粉が、農産物検査法（昭和26年法律第144号）第９条に定める品位等検査を受けたものである場合には、同法第13条に定める検査証明書の提出をもって、この検査の実施に代えることができる。ただし、この場合にあっても、帳簿の記載、検査試料の保存期間については、国内産いもでん粉検査要領第５及び第６によるものとする。

２　１の検査は、理事長が別に定める要件を満たす者が行うものとし、製造事業者等は当該検査を行う者を、最初に第８の交付申請を行うでん粉年度の開始の日の１月前までに、別紙様式第６－１号の国内産いもでん粉検査機関届出書により理事長に届け出るものとする。

３　製造事業者等は、２の規定により届け出た国内産いもでん粉検査機関届出書の内容に変更があった場合は、速やかに、別紙様式第６－２号の国内産いもでん粉検査機関届出書（変更）により理事長に届け出るものとする。

４　理事長は、必要に応じ、１の検査に併せて、機構の職員又は機構の指定する者に検査をさせるものとする。

第８　交付金の交付申請

１　交付金の交付を受けようとする製造事業者は、別紙様式第７号の国内産いもでん粉交付金交付申請書（その申請に係る国内産いもでん粉の数量が、対象でん粉原料用いも生産者、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定の

ための交付金の交付に関する法律第２条第４項に規定するものをいう。以下同じ。）又は経営所得安定対策交付金（でん粉原料用ばれいしょの生産面積に応じて交付する交付金又はでん粉原料用ばれいしょの品質及び生産量に応じて交付する交付金に限る。以下同じ。）の交付を受けた者から売渡しを受けた当該年産のでん粉原料用いも（対象でん粉原料用いも生産者、対象農業者又は経営所得安定対策交付金の交付を受けた者が委託により国内産いもでん粉を製造する場合におけるでん粉原料用いもを含む。以下同じ。）の数量を国内産いもでん粉に換算した数量の範囲内となるものであること、価格調整法第 33 条に規定する指定地域において製造されたものであること及び既に価格調整法第 35 条の規定による交付金の交付がされたものではないことを誓約する書面を含む。）の２通を自ら又は第 11 の規定に基づき自らの権限を委任した者を通じて、第６の国内産いもでん粉交付金四半期別交付申請計画書に記載した事務所を経由して又は直接理事長に提出するものとする。

２　１の交付申請書の提出は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる場合に応じ、同表の右欄に掲げる期間内に行うものとする。

国内産いもでん粉		当該国内産いもでん粉の販売の日から３月以内
自ら製造した国内産いもでん粉加工製品（第５参照）	一　二に掲げる場合以外の場合	当該自ら製造した国内産いもでん粉加工製品の販売の日から３月以内
	二　国内産いもでん粉を第三者（当該製造事業者の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号の子会社をいう。）又は親会社（会社法第２条第４号の親会社をいう。）を除く。）に対して販売（販売の委託を含む。）した後に、当該国内産いもでん粉を買い戻し、自ら国内産いもでん粉加工製品を製造する場合であって、当該国内産いもでん粉の製造と当該加	当該国内産いもでん粉の販売の日から３月以内

	工製品の製造工程が異なる工場で行われる場合	

３　１の交付申請は、毎月の１日から15日までを上期、16日から月の末日までを下期として、各々受け付けるものとする。

４　１の交付申請書には、次の各号に掲げる書面を添付するものとする。

（１）　第７の１に規定する検査に基づく、その申請に係る国内産いもでん粉が価格調整法施行規則第48条の表の上欄の種類ごとに同表の下欄に掲げる規格を満たすものであることを証する別紙様式第８号の国内産いもでん粉検査確認書

（２）　その申請に係る国内産いもでん粉の数量が、製造事業者等がその申請の日の前３月以内に販売した国内産いもでん粉の数量の全部又は一部に相当する数量であること（２の表の自ら製造した国内産いもでん粉加工製品の一に掲げる場合にあっては、製造事業者等がその申請の日の前３月以内に販売した自ら製造した国内産いもでん粉加工製品の製造工程で用いた国内産いもでん粉の数量の全部又は一部に相当する数量であること）等を証する別紙様式第９号の国内産いもでん粉売買証明書又はこれに準ずる書面として機構が認めたもの

（３）　（１）及び（２）に掲げるもののほか、交付金の交付のために必要な書類として機構が求めたもの

第９　交付金の交付決定等

理事長は、第８の１の規定により交付金交付申請書を提出した製造事業者等に対し、第８の４の添付書面を確認の上、別紙様式第７号の国内産いもでん粉交付金交付決定通知書を当該製造事業者等に発行することにより交付金の交付決定の通知をするとともに、交付金を交付するものとする。

第10　でん粉原料用いも売渡等報告書

製造事業者等は、でん粉原料用いもの買入完了後（でん粉原料用いもを原料として委託により国内産いもでん粉を製造する場合にあっては、その委託先への出荷完了後）速やかに、ばれいしょでん粉の製造事業者等にあっては別紙様式第10－１号のでん粉原料用いも売渡等報告書（ばれいしょ）を、かんしょでん粉の製造事業者等にあっては別紙様式第10－２号のでん粉原料用いも売渡等報告書（かんしょ）を理事長に提出するものとする。

第11　事務手続の委任

１　製造事業者は、この要綱に定める諸手続に関する権限を委任することができるものとする。

２　製造事業者は、１の委任をした場合は、当該委任関係を確認することができる書面を自ら又は当該権限を委任した者を通じて遅滞なく理事長に提出するものとする。

３　製造事業者は、２の規定により提出した書面の内容に変更があった場合は、自ら又は自らの権限を委任した者を通じて遅滞なく理事長に届け出るものとする。

４　製造事業者が交付金の受領の権限を委任した場合、当該権限を受任した者は、当該製造事業者に係る交付金の当該製造事業者に対する支払いを完了したときは、速やかに、別紙様式第11号の国内産いもでん粉交付金支払完了報告書を理事長に提出するものとする。

第12　交付金の返還

１　機構は、農林水産大臣から、製造事業者が正当な理由がなく、価格調整法第37条の規定による勧告に従わない旨の価格調整法第38条第１項に基づく通知があったときは、同条第２項の規定により、当該製造事業者に対し、交付すべき交付金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

２　１のほか、機構は、製造事業者等が偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたときは、当該製造事業者に対してその交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

第13　国内産いもでん粉製造事業者の経営の承継がなされる場合の取扱い

１　相続等の事由により、製造事業者の経営の全部又は一部を承継した者（以下「承継者」という。）は、当該経営が引き続き第３の交付金の交付対象者の要件を満たす場合に限り、その承継した経営に係る交付金の交付を受けることができるものとする。

２　１の規定により製造事業者から承継した経営に係る交付金の交付を受けようとする承継者は、自ら又は自らの権限を委任した者を通じて、別紙様式第12－１号の経営の承継に係る届出書に、第４で審査を受けた要件審査申請書（変更を含む。）の写しと経営を承継したことを明らかにする書類を添えて理事長に届け出るものとする。ただし、承継者が経営所得安定対策等実施要綱（平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ｖの第１の４の「交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書」を農林水産省北海道農政事務所長に提出した場合にあっては、経営を承継したことを明

らかにする書類の添付を省略できるものとする。

３　理事長は、２の届出を受理し、届出内容が適正であることを認めるときは、別紙様式第12－２号の承継及び交付金交付対象者の確認通知書により、当該届出を行った承継者に通知するものとする。

第14　報告及び調査

理事長は、この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に必要な限度において、製造事業者等に対し、必要な事項の報告を求め、又は機構の職員に、当該製造事業者等の帳簿その他の物件を調査させることができるものとする。

第15　申請書類等の文書保存期間

製造事業者等は、交付金の交付申請に係る書類及び交付に係る書類（電磁的方法により行われたものを含む。）を、交付金の交付を受けたでん粉年度の翌でん粉年度から起算して５年間保存しなければならないものとする。

第16　実施細則

１　この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に必要な事項については理事長が別に定める。

２　この要綱に定める申請、届け出、通知その他の手続は、前項により理事長が別に定めるものを含め、電磁的方法により行うことができる。この場合において、機構はあらかじめ情報漏洩等の防止措置を講ずるものとし、機構及び製造事業者等は誤送付等を防止するため、双方が電話連絡等により確認を行うものとする。

附　則（平成19年４月18日付18農畜機第4703号-1）

１　この要綱は、平成19年４月18日から施行する。

２　この要綱は、平成19年１月１日以後に植付けされるでん粉原料用いもを原料として製造される国内産いもでん粉について適用する。

附　則（平成19年10月４日付19農畜機第2661号）

この要綱の改正は、平成19年10月４日から施行する。

附　則（平成21年９月７日付21農畜機第2378号）

この要綱の改正は、平成21年９月７日から施行する。

附　則（平成22年９月30日付22農畜機第2743号）

この要綱の改正は、平成22年９月30日から施行する。

附　則（平成23年６月１日付23農畜機第1029号）

この要綱の改正は、平成23年10月１日から施行する。

附　則（平成23年10月３日付23農畜機第2856号）

この要綱の改正は、平成23年10月３日から施行する。

附　則（平成25年３月21日付24農畜機第5134号）

この要綱の改正は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成25年７月１日付25農畜機第1276号）

この要綱の改正は、平成25年７月１日から施行する。

附　則（平成26年８月５日付26農畜機第2136号）

この要綱の改正は、平成26年８月５日から施行する。

附　則（平成27年３月31日付26農畜機第5631号）

この要綱の改正は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成27年６月22日付27農畜機第1455号）

この要綱の改正は、平成27年６月22日から施行する。

附　則（平成28年２月25日付27農畜機第5010号）

この要綱の改正は、平成28年２月25日から施行する。

附　則（平成29年３月21日付28農畜機第6302号）

この要綱の改正は、平成29年３月21日から施行する。

附　則（平成31年４月26日付31農畜機第553号）

１　この要綱の改正は令和元年５月１日から施行し、令和元でん粉年度から適用する。

２　この要綱の改正前に行われた別紙様式第６－１及び６－２号並びに第11の２の規定に基づく委任関係が確認できる書面による届出は、改正後においてもなお有効であるものとする。

附　則（令和３年３月31日付２農畜機第7466号）

この要綱の改正は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年９月30日付３農畜機第3234号）

この要綱の改正は、令和３年10月1日から施行する。

附　則（令和７年３月19日付６農畜機第8272号）

この要綱の改正は、令和７年４月１日から施行する。

（別表）第５関係

<table>
<tr><td colspan="3">１　製造事業者が、その製造したばれいしょでん粉又はかんしょでん粉を生でん粉として販売した場合</td></tr>
<tr><td>区</td><td>種類</td><td>算出式</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(1)　当該生でん粉が農産検査法第９条の品位検査等を受けたものである場合</td><td>ばれいしょでん粉</td><td>本要綱第５に規定する国内産いもでん粉の数量 ＝ 生でん粉の販売数量 × $\frac{100-47}{100-18}$</td></tr>
<tr><td>かんしょでん粉</td><td>本要綱第５に規定する国内産いもでん粉の数量 ＝ 生でん粉の販売数量 × $\frac{100-45}{100-18}$</td></tr>
<tr><td>(2)　当該生でん粉が本要綱第７の１の検査を受けたもの（農産物検査法第９条の品位等検査を受けたものを除く。）である場合</td><td>ばれいしょでん粉
かんしょでん粉</td><td>本要綱第５に規定する国内産いもでん粉の数量 ＝ 生でん粉の販売数量 × $\frac{100 - \text{生でん粉の水分含有率(\%)}}{100-18}$</td></tr>
<tr><td colspan="3">２　製造事業者が、その製造したばれいしょでん粉又はかんしょでん粉をスラリー状のものとして販売した場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">種類</td><td>算出式</td></tr>
<tr><td colspan="2">ばれいしょでん粉
かんしょでん粉</td><td>本要綱第５に規定する国内産いもでん粉の数量 ＝ スラリー状のでん粉(*)の販売数量 × $\frac{100 - \text{スラリー状のでん粉の水分含有率(\%)}}{100-18}$
(*)　本要綱第７の１の検査を受けたもの</td></tr>
</table>

（注）　算出式に用いている生でん粉又はスラリー状のでん粉の販売数量とは、一定の水分含有率への換算を行う前の、生でん粉又はスラリー状のでん粉としての実販売数量をいう。

（別紙様式第１号）

令和　　年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理　　事　　長　　殿

製造事業者等
住所・名称・代表者名

国内産いもでん粉交付金交付対象者要件審査申請書

国内産いもでん粉交付金の交付申請に際し、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第35条に定める対象者要件を満たしていることの審査を受けたいので、国内産いもでん粉交付金交付要綱第４の１の規定に基づき申請します。

記

１　製造施設

(1)　製造品目

(2)　原料とする作物

(3)　製造施設の設置場所

(4)　製造施設の概要

①　製造施設の種類、形式、能力及び数量

番号	設備名	機械装置名	型式	仕様及び能力	数量	備考
	磨砕設備					
	脱汁設備（※）					
	ふるい分け設備					
	精製設備					
	脱水乾燥設備					
	精粉設備					

（注）（※）脱汁設備は、ばれいしょでん粉のみ記載すること。

② 工場規模（１日当たり平均原料処理能力）

２ 原料作物の対価に関する生産者との約定について

別添○のとおり

３ 経営改善計画に関する農林水産大臣の認定について

別添○のとおり

【記載注意】

１ 製造品目には、ばれいしょでん粉又はかんしょでん粉の別を記載すること。

２ 製造施設の設置場所及び製造施設の概要は工場ごとに記載すること。

３ 第11によりばれいしょでん粉の製造事業者からの委任を受けて代理人が本申請を行う場合であって、その申請に係る申請書の内容が既に理事長により対象者要件を満たしていることの通知を受けたものと同じであるときは、当該通知の写しを添付することをもって、申請書への記載及び添付書類を省略することができる。

【添付書類】

１ 主要施設の配置図及び製造工程図

２ 原料作物生産者との約定書の写し

３ 経営改善計画の農林水産大臣による認定書の写し

４ 製造事業者が、第11により本申請を委任した場合は、申請者本人たる製造事業者からの委任状

（別紙様式第２号）

番　　号
令和　　年　　月　　日

会社名等
　役職名　氏名　あて

独立行政法人農畜産業振興機構
理　　事　　長

国内産いもでん粉交付金交付対象者要件審査結果通知書

令和　年　月　日付けで申請のあった国内産いもでん粉交付金交付対象者要件審査について、国内産いもでん粉交付金交付要綱第４の２の規定に基づき、下記のとおり審査結果を通知します。

記

審査結果

（記載例）
　申請の内容について、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第35条に定める対象者要件を満たしていることを確認しました。

（別紙様式第３号）

令和　　年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理　　事　　長　　殿

製造事業者等
住所・名称・代表者名

国内産いもでん粉交付金交付対象者要件審査申請書（変更）

令和　年　月　日付け　　農畜機第　　号により審査結果通知を受けた国内産いもでん粉交付金の交付対象者要件の内容を下記のとおり変更したので、国内産いもでん粉交付金交付要綱第４の３の規定に基づき申請します。

記

1　製造施設

(1)　製造品目

(2)　原料とする作物

(3)　製造施設の設置場所

(4)　製造施設の概要

①　製造施設の種類、形式、能力及び数

番号	設備名	機械装置名	型式	仕様及び能力	数量	備考

（注）　備考欄には、「付設（追加）」、「更新・改造」（能力の変更を伴わないものを除く）、「廃止」、「移設」の別を記載すること。

②　変更の内容及び変更を必要とする理由

③　変更に伴う工場規模（１日当たり平均原料処理能力）の異同

④　変更の時期

2　原料作物の対価に関する生産者との約定について

(1)　変更の内容及び変更を必要とする理由

(2)　変更の時期

(3)　変更後の原料作物生産者との約定書の写し

別添○のとおり

3　経営改善計画に関する農林水産大臣の認定について

(1)　変更の内容及び変更を必要とする理由

(2)　変更の時期

(3)　変更後の経営改善計画の農林水産大臣認定書

別添○のとおり

【記載注意】

変更があった項目のみ記載すること。

【添付書類】

必要に応じて以下の書類を添付すること。

(1)　変更に係る主要施設の配置図及び製造工程図

(2)　変更後の原料作物生産者との約定書の写し

(3)　変更後の経営改善計画の農林水産大臣による認定書の写し

(4)　製造事業者が、第11により本申請を委任した場合は、申請者本人たる製造事業者からの委任状

（別紙様式第４号）

番　　号
令和　　年　　月　　日

会社名等
役職名　氏名　あて

独立行政法人農畜産業振興機構
理　　事　　長

国内産いもでん粉交付金交付対象者要件審査結果通知書（変更）

令和　年　月　日付けで申請のあった国内産いもでん粉交付金交付対象者要件審査（変更）について、国内産いもでん粉交付金交付要綱第４の４の規定に基づき、下記のとおり審査結果を通知します。

記

審査結果

（記載例）
申請（変更）の内容について、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第35条に定める対象者要件を満たしていることを確認しました。

（別紙様式第５－１号）

令和　　年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理　　事　　長　　殿

製造事業者等
住所・名称・代表者名

国内産いもでん粉交付金四半期別交付申請計画書

国内産いもでん粉交付金交付要綱第６の１の規定に基づき、令和　　でん粉年度第・四半期における国内産いもでん粉交付金の交付申請計画を下記のとおり届け出ます。

記

（種類：　　）

交付金交付申請計画数量（トン）				
期別		（事務所名）	（事務所名）	計
年　月	上期			
	下期			
月　計				
年　月	上期			
	下期			
月　計				
年　月	上期			
	下期			
月　計				
計				

【記載注意】

１　種類欄には、ばれいしょでん粉又はかんしょでん粉の別を記載すること。
２　トン未満は切り上げること。
３　交付金交付申請計画数量は申請予定事務所ごとに記載することとし、必要に応じて同欄を加減して使用すること。また、機構本部へ申請する場合は、同欄に「本部」と記載すること。
４　生でん粉又はスラリー状のものについては、水分含有率を18%に換算した数量を記載すること。
５　国内産いもでん粉加工製品については、当該加工製品の製造に用いた国内産いもでん粉の数量を記載すること。

（別紙様式第５－２号）

令和　　年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理　　事　　長　　殿

製造事業者等
住所・名称・代表者名

国内産いもでん粉交付金四半期別交付申請計画書（変更）

国内産いもでん粉交付金交付要綱第６の２の規定に基づき、令和　　でん粉年度第　・四半期における変更後の国内産いもでん粉交付金の交付申請計画を下記のとおり届け出ます。

記

（種類：　　）

交付金交付申請計画数量（トン）				
期別		（事務所名）	（事務所名）	計
年　月	上期			
	下期			
月　計				
年　月	上期			
	下期			
月　計				
年　月	上期			
	下期			
月　計				
計				

【記載注意】

1　変更部分については、該当箇所に変更後の事務所名又は数量を記載するとともに、変更前の事務所名又は数量を上段括弧書きとすること。

2　トン未満は切り上げること。

3　申請済みの分は実績を記載すること。

4　生でん粉又はスラリー状のものについては、水分含有率を18%に換算した数量を記載すること。

5　国内産いもでん粉加工製品については、当該加工製品の製造に用いた国内産いもでん粉の数　量を記載すること。

（別紙様式第６－１号）

国内産いもでん粉検査機関届出書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理　　事　　長　　殿

製造事業者等
住所・名称・代表者名

国内産いもでん粉交付金交付要綱第７の２の規定に基づき、国内産いもでん粉交付金の交付申請に係る国内産いもでん粉の検査機関を下記のとおり届け出ます。

記

検査機関の住所・名称・代表者名	該当要件	備　考

【記載注意】

１　複数の検査機関が検査を行う場合は、それらのすべての検査機関を記載すること。

２　該当要件欄は、以下のいずれかのうち該当する要件の丸数字を記載すること。

①国内産いもでん粉検査要領第２(1)　　②国内産いもでん粉検査要領第２(2)

【添付書類】

上記①又は②の該当要件を満たしていることを証する書面（①の場合は登録検査機関であることを証する書面、②の場合は検査員の経験年数及び人数を記載した書面並びに所有する機械器具その他の設備を記載した書面並びに検査機関の組織を記載した書面等）を添付すること。

（別紙様式第６－２号）

国内産いもでん粉検査機関届出書（変更）

令和　　年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理　　事　　長　　殿

製造事業者等
住所・名称・代表者名

令和　　年　月　　日付けで届け出た国内産いもでん粉の検査機関について、下記のとおり変更したので、国内産いもでん粉交付金交付要綱第７の３の規定に基づき届け出ます。

記

１　検査機関の名称

２　変更項目

３　変更内容

変更後	変更前	変更年月日

【記載注意】
変更項目は、「検査機関の住所・名称・代表者名」、「該当要件」のうち、該当する項目を記載すること。

【添付書類】
該当要件の変更の場合は、変更後の該当要件を満たしていることを証する書面を添付すること。

（別紙様式第７号）

国内産いもでん粉交付金交付申請書
（令和　年　月　上・下期）

令和　　年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理　　事　　長　　殿

製造事業者等
住所・名称・代表者名

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第35条の国内産いもでん粉交付金の交付を受けたいので、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令第47条第１項の規定に基づき、所定の書類を添えて申請します。なお、交付決定の上は、当該交付決定金額を下記の口座に振り込まれたく、併せて請求します。

記

（種類：　　）

製造年度	販売方法	申請数量（kg）	交付金単価（円/㌧）	交付申請額（円）	備考
申請計					

【記載注意】　１　販売年度が異なる場合は別葉とすること。
２　種類欄は、ばれいしょでん粉又はかんしょでん粉の別を記載すること。
３　販売方法欄は、直接販売又は委託販売の別を記載すること。
４　生でん粉又はスラリー状のものについては、本要綱第５の別表に基づき算出した数量を記載すること。
５　国内産いもでん粉加工製品については、申請数量欄に当該加工製品の製造に用いた国内産いもでん粉の数量を記載すること。
６　申請数量（本要綱第５の国内産いもでん粉の数量）はkgまで記載し、交付申請額は円未満を切り捨てること。

【添付書類】　１　別紙様式第８号及び第９号又は本申請に係る国内産いもでん粉の販売時期、販売数量等を証する書面を添付すること。
２　製造事業者が、本要綱第11により本申請を委任した場合は、別添国内産いもでん粉交付金交付申請明細書を添付すること。

振込口座	銀行名		支店名	
	口座番号	普・当		
	口座名義人			

誓約書

令和　　年　　月　　日

貴機構に対し〔※〕交付金の交付申請をした上記の国内産いもでん粉の数量は、対象でん粉原料用いも生産者（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（以下「価格調整法」という。）第33条に規定するものをいう。以下同じ。）、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第２条第４項に規定するものをいう。以下同じ。）又は経営所得安定対策交付金（でん粉原料用ばれいしょの生産面積に応じて交付する交付金又はでん粉原料用ばれいしょの品質及び生産量に応じて交付する交付金に限る。以下同じ。）の交付を受けた者から売渡しを受けた当該年産のでん粉原料用いも（対象でん粉原料用いも生産者、対象農業者又は経営所得安定対策交付金の交付を受けた者が委託により国内産いもでん粉を製造する場合におけるでん粉原料用いもを含む。以下同じ。）の数量を国内産いもでん粉に換算した数量の範囲内となるものであること、価格調整法第33条に規定する指定地域において製造されたものであること及び既に価格調整法第35条の規定による交付金の交付がされたものではないことを誓約します。

なお、生産者から原料の売渡しを受けた後、当該生産者が対象でん粉原料用いも生産者、対象農業者又は経営所得安定対策交付金の交付を受けた者の要件を充足していないことが判明した場合は、当該生産者から売渡しを受けた当該年産のでん粉原料用いもの数量を国内産いもでん粉に換算した数量に係る交付金を返還致します。

製造事業者等
住所・名称・代表者名

【記載注意】　製造事業者が、本要綱第11により本申請を委任した場合は、〔※〕に「国内産いもでん粉交付金交付要綱第11の委任により」と追加記載すること。

国内産いもでん粉交付金交付決定通知書

殿

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長名

上記のとおり交付決定します。

（別添）

国内産いもでん粉交付金交付申請明細書

製造年度	販売方法	販売期間		申請者又は申請者から委任を受けた者	申請数量	交付金単価	交付申請額	備考
					Kg	円/トン	円	
		申請計						

【記載注意】

1　生でん粉又はスラリー状のものについては、本要綱第５の別表に基づき算出した数量を記載するとともに、該当する行の備考欄に生でん粉又はスラリー状の別を記載すること。

2　国内産いもでん粉加工製品については、販売期間欄には当該加工製品を販売した期間を、申請数量欄には当該加工製品の製造に用いた国内産いもでん粉の数量を記載す

るとともに、該当する行の備考欄には、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則第48条に基づき国内産いもでん粉交付金交付対象とされている以下の用途を丸数字で記載すること。

（ばれいしょでん粉の場合）

①でん粉糖、②化工でん粉、③板紙（層間接着用に限る。）、④菓子類、⑤麺類、⑥水産練製品、⑦冷凍調理食品、⑧食肉製品、⑨調味料、⑩水産養殖用餌料、⑪食品トレイ又は梱包材（原料重量に占めるでん粉の割合が30％以上のものに限る。）

（かんしょでん粉の場合）

①でん粉糖、②化工でん粉、③のり又は接着剤、④建材（石こう又はロックウールを主な材料とするものに限る。）、⑤菓子類、⑥麺類、⑦水産練製品、⑧冷凍調理食品、⑨食肉製品、⑩調味料、⑪その他食用に供される製品（①、②、⑤～⑩を除く）、⑫水産養殖用餌料、⑬酒類（かんしょを主な原料とする乙類焼酎を除く。）、⑭オブラート

3　申請数量（本要綱第５の国内産いもでん粉の数量）はkgまで記載し、交付申請額は円未満を切り捨てること。

4　申請者が委託により国内産いもでん粉を製造する場合にあっては、備考欄に当該委託先となったでん粉工場名を記載すること。

（別紙様式第８号）

国内産いもでん粉検査確認書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理　　事　　長　　殿

令和　年　月　日付け国内産いもでん粉交付金交付申請に係る○○でん粉○○キログラムについては、令和　年　月　日から令和　年　月　日までに砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則第４８条に定める規格に適合している旨が確認された検査数量累計の内数であることに相違ありません。

製造事業者等
住所・名称・代表者名

【添付書類】

別添１の検査結果一覧表又は別添２の検査実施一覧表を添付すること。ただし、前回の交付申請時までに既に提出済みで、今回の交付申請に係る数量が検査数量累計の内数である場合は添付を省略することができる。

（別添１）

農産物規格規程（平成１３年農林水産省告示第２４４号）
に基づく検査結果一覧表（本申請に係るもの）

検査年月日	登録検査機関	種　類	区分	等級	数　量
					kg
計					

【記載注意】

１　種類欄には、ばれいしょでん粉又はかんしょでん粉の別を記載すること。

２　区分欄には、精製でん粉、並でん粉、生でん粉の別を記載すること。

【添付書類】

農産物検査員が発行した農産物検査法施行規則第10条第２項第３号に基づく別記様式第５号又は同条第４項第３号に基づく別記様式第14号による検査証明書に基づき記載し、同様式の写しを添付すること。

（別添２）

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則第４８条に
定める規格に係る検査実施一覧表（本申請に係るもの）

検査年月日	種　類	区分	検査数量	検査結果
			kg	
計				

【記載注意】

1　検査機関が発行した国内産いもでん粉検査要領別紙様式の検査結果通知書に基づき記載し、同様式の写しを添付すること。

2　種類欄には、ばれいしょでん粉又はかんしょでん粉の別を記載すること。

3　区分欄には、精製でん粉、並でん粉、生でん粉、スラリー状のものの別を記載すること。

4　検査結果は、適合又は不適合を記載すること。

（別紙様式第９号）

国内産いもでん粉売買証明書

Ｎｏ．

種類	契約番号	製造年度	販売年月日	販売数量	使用者	用途	備考
				Kg			
計							

【記載注意】
１　種類欄には、ばれいしょでん粉又はかんしょでん粉の別を記載すること。
２　用途欄には、種類ごとに、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則第48条に基づき国内産いもでん粉交付金交付対象とされている以下の用途を丸数字で記載すること。
（ばれいしょでん粉の場合）
①でん粉糖、②化工でん粉、③板紙（層間接着用に限る。）、④菓子類、⑤麺類、⑥水産練製品、⑦冷凍調理食品、⑧食肉製品、⑨調味料、⑩水産養殖用餌料、⑪食品トレイ又は梱包材（原料重量に占めるでん粉の割合が30％以上のものに限る。）
（かんしょでん粉の場合）
①でん粉糖、②化工でん粉、③のり又は接着剤、④建材（石こう又はロックウールを主な材料とするものに限る。）、⑤菓子類、⑥麺類、⑦水産練製品、⑧冷凍調理食品、⑨食肉製品、⑩調味料、⑪その他食用に供される製品（①、②、⑤～⑩を除く）、⑫水産養殖用餌料、⑬酒類（かんしょを主な原料とする乙類焼酎を除く。）、⑭オブラート
３　契約番号欄及び使用者欄への記載は、省略することも可とする。
４　生でん粉又はスラリー状のものについては、該当する行の備考欄に生でん粉又はスラリー状の別を記載するとともに、記載した当該でん粉の販売数量について本要綱第５の別表に基づく換算の前又は後の数量の別を明記すること。
５　生でん粉又はスラリー状のものについて申請する場合は、別添1の国内産いもでん粉換算明細書を添付すること。
６　国内産いもでん粉加工製品については、販売年月日欄には当該加工製品を販売した年月日を、販売数量欄には当該加工製品の数量を、使用者欄には当該加工製品の買受者（乙又は乙が当該加工製品の使用者ではない卸売業者等の場合は卸売業者を通じて買い受ける者）を、明記すること。また、別添２の国内産いもでん粉売買明細書（国内産いもでん粉加工製品）を添付すること。

対象国内産いもでん粉製造事業者が製造した国内産いもでん粉[※]を上記のとおり売買したことを確認する。
また、乙は、以下の事項について誓約する。
１　上記の国内産いもでん粉[※]を上記の用途以外の用途に使用しないこと。
２　上記の国内産いもでん粉[※]を譲渡する場合には、当該譲渡を受ける者に対し、１の事項を義務付けること。
３　上記の国内産いもでん粉[※]を譲渡する場合には、当該譲渡を受ける者に対し、当該譲渡を受ける者が再譲渡するときには、再譲渡を受ける者に対し、前２項を義務付けること。
【記載注意】国内産いもでん粉加工製品の売買については、〔※〕に「加工製品」と追加記載すること。

令和　　年　　月　　日

甲　　住　所
（売主）　名　称
代表者又は責任者の氏名

乙
（買主）　住　所
名　称

代表者又は責任者の氏名

（別添１）

国内産いもでん粉換算明細書

表１　国内産いもでん粉売買証明書明細（国内産いもでん粉売買証明書Ｎｏ．　　）

		国内産いもでん粉売買証明書記載数量（kg）		備　考
		第５の別表に基づく換算前（A）	第５の別表に基づく換算後（B）	
販売数量計				
	うち精製又は並でん粉			（A）＝（B）
	うち生でん粉			
	うちスラリー状			

【記載注意】

1　この換算明細書は、国内産いもでん粉売買証明書に生でん粉又はスラリー状のものが含まれる場合に同証明書に添付すること。

2　（A）欄と（B）欄の数量は、精製又は並でん粉については同じ数量とし、生でん粉又はスラリー状にものについては、表２の（ａ）欄、（ｂ）欄の合計値をそれぞれ記載すること。

表２　生でん粉又はスラリー状のもの換算明細（区分　　）

検査年月日	検査数量（kg）	水分含有率（%）	販売数量（kg）		備考
			第５の別表に基づく換算前（ａ）	第５の別表に基づく換算後（ｂ）	
合　計					

【記載注意】

1　区分欄には、生でん粉又はスラリー状の別を記載すること。

2　販売数量は、本要綱第５の別表に基づき算出すること（kg未満切り捨て）。

3　水分含有率は、国内産いもでん粉検査要領に基づく検査における検査単位ごとの実測水分含有率とする。

（別添２）

国内産いもでん粉売買明細書（国内産いもでん粉加工製品用）

（国内産いもでん粉売買証明書Ｎｏ．　　）

用　途	国内産いもでん粉加工製品販売数量（ｋｇ）	左記加工製品の製造に用いたばれいしょでん粉（又はかんしょでん粉）の数量（ｋｇ）	備　考
合　計			

【記載注意】

1　この明細書は、国内産いもでん粉加工製品を売買した場合に、別紙様式第９号国内産いもでん粉売買証明書に添付すること。

2　用途欄には、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則第48条に基づき国内産いもでん粉交付金交付対象とされてい
る以下の用途を丸数字で記載すること。

（ばれいしょでん粉の場合）

①でん粉糖、②化工でん粉、③板紙（層間接着用に限る。）、④菓子類、⑤麺類、⑥水産練製品、⑦冷凍調理食品、⑧食　肉製品、⑨調味料、⑩水産養殖用餌料、⑪食品トレイ又は梱包材（原料重量に占めるでん粉の割合が30％以上のものに限　る。）

（かんしょでん粉の場合）

①でん粉糖、②化工でん粉、③のり又は接着剤、④建材（石こう又はロックウールを主な材料とするものに限る。）、⑤　菓子類、⑥麺類、⑦水産練製品、⑧冷凍調理食品、⑨食肉製品、⑩調味料、⑪その他食用に供される製品（①、②、⑤～　⑩を除く）、⑫水産養殖用餌料、⑬酒類（かんしょを主な　原料とする乙類焼酎を除く。）、⑭オブラート

3　国内産いもでん粉加工製品の製造に用いた国内産いもでん粉数量の算出の根拠となる資料を添付すること。

（別紙様式第10－１号）

でん粉原料用いも売渡等報告書（ばれいしょ）

令和　　年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理　　事　　長　　殿

製造事業者等
住所・名称・代表者名

下記のとおり、でん粉原料用ばれいしょを砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条に規定する対象でん粉原料用いも生産者、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第２条第４項に規定する対象農業者又は経営所得安定対策交付金の交付を受けた者から売り渡された（製造委託を受けた）ことを報告します。

記

売渡等期間	売渡等数量
自令和　年　月　日 至令和　年　月　日	kg

【添付書類】
別添でん粉原料用いも売渡等明細書を添付すること。

（別添）

でん粉原料用いも売渡等明細書

自　令和　　年　　月　　日
至　令和　　年　　月　　日

（種類：　ばれいしょ　）

1　対象でん粉原料用いも生産者、対象農業者又は経営所得安定対策交付金の交付を受けた者			
対象農業者等コード	氏　名	売渡等数量 （kg）	備考
小　計　①			
交付金対象分			
交付金対象外分			
2　その他　②			
3　合計（①＋②）			

【記載注意】

1　製造事業者ごと又は第11の委託を受けた者ごとに提出すること。

2　対象農業者等コード欄には、経営所得安定対策等実施要綱Ⅲの３の（３）の規定により交付申請者ごとに付与された交付申請者管理コードを記載すること。

3　備考欄には、（見合いの）でん粉製造数量見込（kg）を記載すること。

（別紙様式第10－２号）

でん粉原料用いも売渡等報告書（かんしょ）

令和　　年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理　　事　　長　　殿

製造事業者等
住所・名称・代表者名

下記のとおり、でん粉原料用かんしょを砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条に規定する対象でん粉原料用いも生産者から売り渡されたことを報告します。

記

売　渡　等　期　間	売　渡　等　数　量	
自令和　年　月　日 至令和　年　月　日		kg

【添付書類】
別添でん粉原料用いも売渡等明細書を添付すること。

（別添）

でん粉原料用いも売渡等明細書

自　令和　　年　　月　　日
至　令和　　年　　月　　日

（種類：　かんしょ　）

		売渡等数量 （kg）	備考
1　対象でん粉原料用いも生産者　①			
	交付金対象分		
	交付金対象外分		
2　その他　②			
3　合計（①＋②）			

【記載注意】
1　製造事業者ごと又は第11の委託を受けた者ごとに提出すること。
2　備考欄には、（見合いの）でん粉製造数量見込（kg）を記載すること。

（別紙様式第11号）

国内産いもでん粉交付金支払完了報告書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理　　事　　長　　殿

（交付金代理受領者）
住所・名称・代表者名

以下のとおり、製造事業者から委任を受けて受領した交付金を当該製造事業者に支払ったので、報告します。

（種類：　　）

支払日	製造事業者	交付金の額	交付決定日	交付決定番号	備考
令和　年　月　日	令和　年　月　日提出の委任状記載の者	円	令和　年　月　日		

【記載注意】
種類欄には、ばれいしょでん粉又はかんしょでん粉の別を記載すること。

（別紙様式第12－１号）

経営の承継に係る届出書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理　　事　　長　　殿

代理申請者
氏名
（法人等にあっては、名称及び代表者氏名）

承継後の製造事業者
氏名
（法人等にあっては、名称及び代表者氏名）

国内産いもでん粉交付金の交付に係る製造事業者の経営を承継したので、国内産いもでん粉交付金交付要綱第13の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

経営の承継に係る変更内容

	承継前の製造事業者	承継者	事由の内容	農政事務所への申出(注)
承継前の製造事業者との関係			□相続 □移譲 □法人化 □その他 （事由： ） （発生年月日） 年　月　日	□提出済 □未提出
氏名（組織名称 代表者氏名）				
交付申請者管理コード（注２）				
住　　所				

注１）「農政事務所への申出」とは、経営所得安定対策等実施要綱Ｖの第１の４の規定に基づいて行う北海道農政事務所長への「交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書」の提出をいい、提出していない場合は、経営を承継したことを明らかにする書類を添付すること。

注２）「交付申請者管理コード」には、経営所得安定対策等交付金交付申請者登録申請書又は同通知書の交付申請者管理コードを記載すること。

（別紙様式第12－２号）

番　　号
令和　　年　　月　　日

会社等名
　役職名　氏名　あて

独立行政法人農畜産業振興機構
理　　事　　長　　名

承継及び交付金交付対象者の確認通知書

令和　　年　　月　　日付けで届出のあった○○○（承継前の製造事業者）から○○○（承継後の製造事業者）における経営の承継について確認し、○○○（承継後の製造事業者）はその承継した経営に係る交付金の交付を受けることができる交付対象者であることを通知します。